

栃木市分別収集計画 (第11期計画)



令和7年8月

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包 装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プ ラスチックの量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	7

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、本市は最終処分場を所有していないことや、将来的にも処理施設の確保が極めて困難な状況にあり、廃棄物処理費用の財政負担も大きいことから、資源化が可能なごみを分別収集により再利用し、ごみの減量を図ることが、引き続き重要な課題となっている。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や廃棄物処理施設の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られるとともに、循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、次のとおりとする。

- (1) 容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを主とした循環型社会の構築を図ること。
- (2) 市民、事業者及び行政が一体となった取組による環境負荷の低減を図ること。
- (3) 廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全すること。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位:t)

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	4,248	4,207	4,167	4,127	4,087
製品プラスチック	742	735	728	721	714

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、次の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 啓発活動の充実

「ごみの分け方・出し方」、「ごみと資源の分別早見表」のチラシ作成や「出前講座」、「エコライフ in とちぎ」などのイベント等を活用し、分別収集、排出抑制について啓発していくとともに、「広報とちぎ」や市「ホームページ」にごみに関する情報を随時掲載し、ごみに対する意識の高揚に努める。

また、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を普及し、特に若者世代や外国人世帯に正しい分別方法の周知を行う。

(2) 資源ごみ集団回収の促進

ごみの資源化や減量化を目的に、自治会、子ども会育成会、児童会、老人会等の団体が資源ごみの集団回収活動を実施した場合、その団体に対して報奨金を交付し、積極的な活動を奨励する。

(3) 公共施設での紙ごみリサイクルの推進

再生可能な小さな紙類（はがき、空き箱、名刺、封筒など）を回収し資源化を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市の収集体制、中間処理施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空カン・空ビン
主として ガラス製の容器 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> { <ul style="list-style-type: none"> 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 </div>	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（発泡スチロール製食品用トレイに限る。）	ペットボトル・食品用トレイ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

発泡スチロール製食品用トレイに関しては色柄の区別なく収集する。

(単位:t)

	R 8年度		R 9年度		R 10年度		R 11年度		R 12年度	
主としてスチロール製の容器	136		135		133		132		131	
主としてアルミ製の容器	201		199		198		196		194	
無色のガラス製容器	(合計) 290		(合計) 287		(合計) 285		(合計) 282		(合計) 279	
	(引渡) 290	(独自) 0	(引渡) 287	(独自) 0	(引渡) 285	(独自) 0	(引渡) 282	(独自) 0	(引渡) 279	(独自) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 368		(合計) 365		(合計) 361		(合計) 358		(合計) 355	
	(引渡) 368	(独自) 0	(引渡) 365	(独自) 0	(引渡) 361	(独自) 0	(引渡) 358	(独自) 0	(引渡) 355	(独自) 0
その他のガラス製容器	(合計) 128		(合計) 127		(合計) 126		(合計) 124		(合計) 123	
	(引渡) 128	(独自) 0	(引渡) 127	(独自) 0	(引渡) 126	(独自) 0	(引渡) 124	(独自) 0	(引渡) 123	(独自) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	15		14		14		14		14	
主として段ボール製の容器	724		717		710		704		697	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 515		(合計) 510		(合計) 505		(合計) 500		(合計) 495	
	(引渡) 0	(独自) 515	(引渡) 0	(独自) 510	(引渡) 0	(独自) 505	(引渡) 0	(独自) 500	(引渡) 0	(独自) 495
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(発泡スチロール製食品用トレイに限る。)	(合計) 15		(合計) 15		(合計) 14		(合計) 14		(合計) 14	
	(引渡) 15	(独自) 0	(引渡) 15	(独自) 0	(引渡) 14	(独自) 0	(引渡) 14	(独自) 0	(引渡) 14	(独自) 0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

また、人口変動率は、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
149,765人 (対前年度比) 99.05%	148,335人 (対前年度比) 99.05%	146,906人 (対前年度比) 99.04%	145,477人 (対前年度比) 99.03%	144,048人 (対前年度比) 99.02%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	空カン・空ビン	委託業者による定期収集	市（とちぎクリーンプラザ）
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙容器			
	段ボール製容器	ダンボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル・食品用トレイ	委託業者による定期収集	市（とちぎクリーンプラザ）
	その他プラスチック製容器			

自治会等により集団回収を実施しているスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器、飲料用紙容器、段ボール製容器については、引き続き活動を継続して行えるよう支援を行う。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

飲料用紙容器及び段ボール製容器を除いて、とちぎクリーンプラザにおいて、選別・保管を行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール製容器	空カン・空ビン	市指定の透明袋	パッカー車	とちぎクリーンプラザ (選別・圧縮)
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器				
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	飲料用紙容器				
	段ボール製容器	ダンボール			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル・食品用トレイ	市指定の透明袋	パッカー車	とちぎクリーンプラザ (選別・圧縮)
	その他プラスチック製容器				

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

(1) 集団回収の推進

自治会、子ども会育成会、児童会、老人会等の団体が行う資源ごみの集団回収運動の普及を図り、廃棄物の再利用を促進する。

(2) 分別収集による資源化・減量化対策

5種13分別による分別収集事業の徹底に務め、ごみの資源化・減量化を推進する。

分別の区分	排出の区分	収集の区分及び方法	処理方法
もやすごみ	もやすごみ	定期収集	とちぎクリーンプラザでの焼却
資源物	新聞	定期収集	資源物回収業者
	雑誌・その他の紙		
	ダンボール		
	紙パック		
	空カン・空ビン	定期収集	とちぎクリーンプラザでの選別・圧縮
	ペットボトル・食品用トレイ		
	小型家電	定期収集	とちぎクリーンプラザでの選別・保管
もやさないごみ	もやさないごみ		とちぎクリーンプラザでの破碎・選別
	スプレー缶		
有害ごみ	乾電池、ライター、体温計（水銀式）	定期収集	とちぎクリーンプラザでの選別・保管
	蛍光管		
粗大ごみ	粗大ごみ	戸別有料収集 直接持込み	とちぎクリーンプラザでの破碎・選別

(3) 事後確認の実施

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、令和10年度の計画見直し時には、その実績を反映させる。